

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法に関連する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥彦村(以下「村」という。)は、地方税法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

弥彦村長

## 公表日

平成31年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法に関連する事務
②事務の概要	<p>業務概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税その他の地方税に関する法律及び村税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</li> <li>・納税者等からの申請に基づき、税情報から所得証明書等を発行する。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務(個人村民税、法人村民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)</li> <li>2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</li> <li>3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務</li> <li>4.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</li> </ol> <p>【事務処理の流れ】</p> <p>地方税その他の地方税に関する法律及び村税条例に基づく村税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。</li> <li>②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。</li> <li>③番号法第19条第7号別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。</li> <li>④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。</li> <li>⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。</li> <li>⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。</li> <li>⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。</li> <li>⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。</li> <li>⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</li> <li>⑩⑨に係る納税証明書を発行する。</li> <li>⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。</li> <li>⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</li> <li>⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</li> </ol>
③システムの名称	総合行政システム 申告支援システム 統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル(個人村民税、法人村民税、軽自動車税、固定資産税、収納、宛名管理) 所得税等確定申告ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二(項番26、27)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	弥彦村 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弥彦村 総務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弥彦村 税務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3134

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

